

## 厚生年金基金等の資産運用に関する特別対策本部設置要綱

### 1. 目的

厚生年金基金等の資産運用は、平成 9 年の 5:3:3:2 規制撤廃後、各基金が自己責任の下で自主的に運用を行うことを基本原則としてきた。その後 15 年が経過する中で、資産運用の手法は多様化・複雑化し、金融市場の変動幅も大きくなってきている。こうした中で、本年 2 月 24 日、多くの厚生年金基金等が資産運用を委託している AIJ 投資顧問株式会社が、金融庁から金融商品取引法違反の疑いで業務停止及び業務改善命令を受けるといふ事案が生じた。この AIJ 問題に関連した実態調査の取りまとめを行うとともに、時代に即した厚生年金基金等の資産運用規制の在り方を検討するため、厚生労働省内に副大臣を本部長とする「厚生年金基金等の資産運用に関する特別対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。

### 2. 対策本部の構成

- (1) 対策本部は別紙のメンバーを構成員とする。
- (2) 対策本部の庶務は、年金局企業年金国民年金基金課において処理する。

### 3. 対策本部の主な業務

- (1) 厚生年金基金等の運用体制等に関する実態把握
    - ① 運用体制・プロセス等に関する実態調査
    - ② 厚生年金基金における国家公務員等の再就職状況調査
  - (2) 厚生年金基金等の資産運用に関する今後の在り方の検討
    - ① 資産運用規制及び受託者責任に係る法令・通達の見直し案の策定（※）
    - ② 資産運用に関連する財政運営基準の見直し案の策定
- ※ 別途設置する有識者会議における議論も踏まえ、検討を行う。
- (3) その他

### 4. 事務局等

- (1) 対策本部に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長を置く。
- (3) 事務局長は年金局企業年金国民年金基金課長とする。
- (4) (3) に掲げる者のほか、事務局員は事務局長の指名する者とする。

### 5. 設置日

対策本部は、平成 24 年 3 月 14 日に設置する。

※AIJ 問題対策特別プロジェクトチーム（3 月 5 日設置）は対策本部に統合する。

### 6. その他

前各号に定めるもののほか、対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は、対策本部長が定める。

(別紙)

本部長：厚生労働副大臣（年金担当）

本部長代理：厚生労働大臣政務官（年金担当）

副本部長：年金局長

本部員：大臣官房審議官（年金担当）

年金局総務課長

大臣官房参事官（資金運用担当）

年金局企業年金国民年金基金課長 ※事務局長

年金局企業年金国民年金基金課基金数理室長